



東七丁目町内会広報

発行日 令和2年3月14日
発行No. R元-号外 責任者 会長 小林 広勝

会 員 各 位

緑ヶ丘東七丁目定期総会開催について

日頃より、町内会活動にご理解・ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。
さて、3月22日開催予定の緑ヶ丘東七丁目定期総会ですが、今般の新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、会員の皆様の健康維持管理を最優先と考え、下記内容にて対応させていただきますのでお知らせいたします。

1. 総会は予定通りに開催しますが、現役員のみのお出席で執り行いますので、一般会員の皆様、現班長、次期班長役員の方は出席をご遠慮下さい。
2. 総会成立の可否（定足数：東七丁目町内会規約第21条）
会員の過半数以上の参加（委任状を含む）で開催可能となっています。
会員の参加が過半数以下（議案書に賛成できない方を含む）の場合には、再度、別の日に臨時総会を開くことになります。その際、改めて日程等を調整し通知をさせていただきます。
また、定期総会が成立しなかった場合でも、4月以降臨時総会までの町内会の運営は、暫定的に令和2年度第3号議案の班長・役員で当らせて頂きます。
3. 委任状を出されない方（議案書に賛成できない方含む）へのお願い
総会資料のどの部分に賛成できないのか、理由と共に下記意見書に書いて頂き、3月20日までに班長宅ポストへ投函下さる様お願い致します。
総会資料のどの部分を見直せば賛成して頂けるのかを、検討するための資料としたいからです。
4. 令和2年度総会資料で補足を要する点（超要約）
 - ①決算報告書：集積所管理費 予算3万円 支出約10.4万円
集積ネットを3基分購入（1基約3.5万円（税込））
 - ②決算報告書：雑費・特別会計振替 予算8万円 支出12.5万円
弔慰金12.5万円（5名の方が亡くなりました）
 - ③第3号議案：一般会計が特別会計を兼任
特別会計の業務内容（集会所建設費の徴収、集会所の維持管理）が薄くなってきたので、次年度は一本化して業務遂行の様子を見ることにしました。
業務過多でどうしようもない時は元に戻し、問題無い様であれば令和3年度以降に規約等の改定も行う予定です。

キ リ ト リ セ ン

委任状を出されない方（議案書に賛成できない方含む）の意見書

組 班 氏 名 _____ 3月20日までに班長宅ポストへ投函

記入例：第2号議案の町内会費 理由：会費と活動内容が見合っていない

.....
.....
.....
.....